

平成元年2月10日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

消防指令システムに係るコンピュータ利用及び光ディスク導入について（答申）

昭和63年12月24日付藤消指第34号をもって諮問された、消防指令システムに係るコンピュータ利用及び光ディスク導入について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条によるコンピュータ利用及び光ディスク導入を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、消防指令システムに係るコンピュータ利用及び光ディスク導入の必要性は次のとおりである。

- ・ 消防・救急業務は、災害から市民の生命、身体、財産を守ることが任務となっており、119番通報にもとづき各消防署に出動を指令するしくみとなっている。
- ・ 指令を受けた消防署では、災害状況に応じ災害弱者の有無等を台帳から確認して対応しているが、緊急を要する対応であり、その対象が1,000件以上にも及ぶため台帳からの検索は非常に困難である。
- ・ そのため、災害弱者の情報を司令室で一元的に管理し、地図情報と併せて災害現場に支援情報として伝達し、現場活動の迅速、的確性を高め、被害を最小限に防止することが求められる。

3 審議会の判断理由

- ・ コンピュータ利用及び光ディスクの必要性
 - ① 消防・救急出動は緊急性を要することから、災害弱者に対する情報の迅速な把握が求められ、その必要性は認められる。

② 現状では、指令を受けた消防署で台帳から検索をすることにしており、そのため対応は非常に困難であると認められるので、指令部門に情報を一元化して迅速な対応を行うことは重要なことである。

・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する個人情報は、ろうあ者・自立行動不能な障害者・独居老人1, 869件の住所・氏名・電話番号に限られていること、また光ディスク装置にはシンボルマークとして表示されることから、その後の安全管理に留意するならば、これらの入力項目の必要性は認められる。

・ 他のファイルとの結合状況

指令システムは、独立したコンピュータシステムであり、また光ディスク装置であることから、他との結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

・ 安全対策

① 消防業務は24時間体制であり、指令台に併設されるため常時職員が管理を行うことから問題はない。

② また、適正なコンピュータの運用管理を徹底するため、司令室の入退室者の管理及びコンピュータ操作における安全管理を定めた運営要領に基づき運用することから、慎重な配慮がなされていると認められる。

・ 以上のことから、コンピュータ利用及び光ディスク導入にかかわるそれぞれの課題点について、すべて配慮がなされており、コンピュータ利用及び光ディスク導入を認めるものである。

4 審議会の意見

今回導入するコンピュータを利用した事務処理の拡大等が今後検討されると思われるが、この際にはこれらの計画を明確にすべきである。なお、具体化の際は、個人情報の取り扱いに係るものは慎重を期するとともに、審議会への意見聴取を踏まえ、かつ、コンピュータ管理運営規程等にもとづき処理されたい。

以 上